

令和6年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入補助制度のご案内

那珂川町では、一般家庭における再生可能エネルギーの利用及び省エネルギーの普及促進により温室効果ガスの削減を図るため太陽光発電設備等をご自宅に設置する方を対象に補助を行います。

申込受付 令和6年4月1日(月)から
令和7年2月28日(金)

※工事着工前及び購入前の事前申請です。

補助対象 町内で住居として使用される建物への設備(店舗、事務所等との兼用可)及び自家用電気自動車(事業用は除く)

1 補助対象設備及び補助金額

| 補助対象設備 | 補助対象設備要件 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|---------|--|---|---|
| 太陽光発電設備 | <ol style="list-style-type: none"> 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもの。 太陽電池の最大出力の合計値又はインバータ・保護装置の定格出力が10kw未満の太陽光発電であること。 補助事業者が電力会社と電力受給契約を結び、かつ余剰電力受給契約が結ばれているもの。 増設及び改修でないこと。 | 下記の機器及び設置に係る費用 太陽光電池モジュール、架台、インバーター、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線・配線器具・据付、設備工事に係る費用 | 太陽電池の最大出力の合計値若しくはインバーター・保護装置の定格出力のいずれか小さい方の値(kw表示とし、小数点第3位を切捨てる)に2万円を乗じて得た額(千円未満の端数を切り捨てた額)又は補助対象経費に1/10を乗じて得た額(千円未満の端数を切り捨てた額)のいずれか小さい方の額とする。ただし8万円を上限とする。 |
| 高効率給湯器 | 自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) <ol style="list-style-type: none"> 自然冷媒を使用しているもの 下記のいずれかを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 年間給湯効果(JRA規格)3.1以上 年間給湯保温効果(JIS規格)2.7以上 年間給湯効果(JIS規格)3.1以上 寒冷地向け機種、塩害地向け機種、重塩害地向け機種、2缶タイプ、角型1缶タイプ、貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、一体型タイプ及び多機能タイプについては、下記の条件のいずれかを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 年間給湯効率(JRA規格)2.7以上 年間給湯保温効率(JIS規格)2.4以上 年間給湯効率(JIS規格)2.4以上 | 機器費、付属機器費、設置工事費 | 補助対象経費に1/10を乗じて得た額(千円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし2万円を上限とする。 |
| | 潜熱回収型給湯器(エコジョーズ、エコフィール) <ol style="list-style-type: none"> 潜熱を回収するための熱交換器を備えており メーカーのカタログ値において熱効率が90%以上の機種 | 機器費、付属機器費、設置工事費 | 補助対象経費に1/10を乗じて得た額(千円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし1万円を上限とする。 |
| | ハイブリット給湯器 <ol style="list-style-type: none"> 自然冷媒ヒートポンプと潜熱を回収するための熱交換器を備えているガス熱源器を組み合わせた設備 | 機器費、付属機器費、設置工事費 | 補助対象経費に1/10を乗じて得た額(千円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし2万円を上限とする。 |

| | | | |
|---------------------------|--|--------------------------|---|
| 木質バイオマス 暖房設備 | ペレットストーブ、薪ストーブ、チップストーブ 1 木質ペレット(製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めたもの)、薪、チップを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機 2 燃焼効率が70%以上であるもの。 | ストーブ本体、付属機器費、設置工事費 | 補助対象経費に1/2を乗じて得た額(千円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし10万円を上限とする。 |
| 定置型蓄電池 | 1 環境省によるZEH補助金蓄電システム登録済製品一覧に記載のあるもの。 2 停電時に太陽光発電システムから直接充電でき、分電盤を介して住宅に電気を供給できるもの。 3 電力会社と電量需給契約及び余剰電力の販売契約を行うことができる太陽光発電システムを設置していること。又は同時に設置すること | 機器費、付属機器費、設置工事費 | 補助対象経費に1/10を乗じて得た額(千円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし5万円を上限とする。 |
| 電気自動車又は 電気自動車充電 等設備 | 電気自動車 自動車検査証に記載された区分が次のとおりであること。 1 自動車の種別が普通又は軽自動車 2 自家用・事業用の別が自家用 3 車名が国内自動車メーカー 4 燃料の種類が電気 5 使用者が所有者と同じ又は同一世帯の者 6 所有者の住所が那珂川町内 7 使用の本拠の位置が所有者と同じ | 車両本体価格、付属品、諸経費、充電設備設置工事費 | 補助対象経費に1/10を乗じて得た額(千円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし10万円を上限とする。 |
| | 普通充電設備 1 一般社団法人電気自動車両用電力供給システム協議会又は、一般社団法人電気自動車普及協会に加盟している団体の製品とする。 | 機器費、付属機器費、設置工事費 | 補助対象経費に10/10を乗じて得た額(千円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし10万円を上限とする。 |
| | V2H充放電設備 1 電気自動車用充放電システムガイドラインV2Hに基づく検定(CHAdcMO V2H protocol 認証)に合格しているもの。 | 機器費、付属機器費、設置工事費 | 補助対象経費に10/10を乗じて得た額(千円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし15万円を上限とする。 |

※国県等の補助金を受けた場合は、当該補助金の額を控除した額を対象とする。

2 補助対象者

次の①から④の条件をすべて満たす方が対象です。

①次の(1)～(5)のいずれかに該当する方。

- (1)申請者又は申請者と生計を同一にする者が所有し、自ら居住する町内の既築住宅等に対象設備を設置しようとする方。
 - (2)町内に新築住宅を建築する時に、当該住宅等に対象システムを設置し、自ら居住することとなる方。
 - (3)町内に存する居住実績のない対象システム付き建売住宅を自ら購入し、居住することとなる方。
 - (4)対象設備を設置する住宅が他者の所有に属する場合は、その同意を得ている方。
- ②実績報告書の提出までに当該住宅に住民登録がある方。電気自動車の場合は申請時より住民登録がある方。
- ③町税(住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)の滞納がない方。
- ④本町の補助金制度において、過去に同一の補助対象機器の設置に対する補助金を本人、または同一世帯の者が受けていないこと。

3 申請及び実績報告提出書類について

補助金の交付を受けようとする方は、次に掲げる書類を設置工事の着手前又は車両購入前に提出するものとする。また、交付決定を受けた後、設置工事完了後、30日以内又は当該年度の3月23日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を町役場生活環境課に提出してください。

| 補助対象設備 | 交付申請提出書類 | 実績報告提出書類 |
|-------------------|--|---|
| 共通 | 交付申請提出書類 ①交付申請書(様式第1号) ②補助対象の設備等に関する概要書 ③補助金交付申請額計算書 ④補助対象経費の内容と金額がわかる契約書又は見積書の写し ⑤町税の滞納がないことを証明する書類 ⑥案内図及び設備配置図(車庫の位置図) ⑦手続き代行調書(事務手続きを代行される場合) ⑧確約書(町外から転入される場合) | 実績報告提出書類 ①実績報告書(様式第6号) ②補助対象の設備等に関する概要書 ③補助金交付額計算書 ④メーカーが発行する保証書の写し(製造番号が確認できるもの) ⑤電気自動車及び電気自動車充電等設備にあっては、電気自動車の自動車検査証の写し ⑥補助事業の実施に係る領収書の写し ⑦補助事業の実施状況を示す写真 ⑧住民票(町外から転入される場合) |
| 太陽光発電設備 | ①太陽光発電設備設置に係る図面(太陽電池モジュールの設置状況が確認できる図面) ②太陽電池モジュールの形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書の写し | ①電力会社との受給契約が確認できる書類の写し ②申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類 |
| 高効率給湯器 | 自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)及び潜熱回収型給湯器(エコジョーズ、エコフィール)、ハイブリット給湯器の形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書の写し | 申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類 |
| 木質バイオマス暖房設備 | ベレットストーブ、薪ストーブ、チップストーブの形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し | 申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類 |
| 定置型蓄電池 | 定置型蓄電池の形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書 | 申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類 |
| 電気自動車又は電気自動車充電等設備 | 電気自動車の見積書及びカタログ、仕様書等の写し | 申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類 |
| | 電気自動車充電等設備の形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し | 申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類 |

【交付決定】

町では、申請があった書類の内容を審査し、補助金の可否を決定し、交付決定通知書(様式第2号)を送付します。

【確定通知】

町では、実績報告書類の内容を審査し、補助金の交付内容に適合すると認めるときは、確定通知書(様式第7号)を送付します。

4 工事着手又は引渡し

既築住宅の場合は、交付決定を受けてから設置工事に着手してください。

建売住宅の場合は、交付決定を受けてから建物の引渡しを受けてください。

電気自動車の場合は、交付決定を受けてから車両の引き渡しを受けてください。

5 補助金の支払い

補助金額確定通知後、補助金を指定された本人名義の金融機関の口座へ振り込みます。

問合せ: 那珂川町生活環境課 環境推進係 那須郡那珂川町馬頭555
 電話: 0287-92-1110 FAX: 0287-92-3699